

10 連休中に、「新税」の可能性を考えてみた。最も重視したのは、国民にとって痛税感のない、受け入れられやすい税制ということである。

痛税感というのは難しい概念である。客観的なデータに基づいたものではなく、納税者の主観に基づくものだからだ。例えば、かつてのマル優税制は、不公平税制といわれてきたが、資本蓄積の少なかったわが国の高度成長期において、預金利子を優遇することにより貯蓄を奨励し、それが銀行を通じて投資に回るという政策は極めて全うなものであった。

しかし安定成長の時代に入り、利子所得への非課税措置は、金持ち優遇税制として国民的な非難にあった。

これは税制の意義を、時代に即して検証していかなければならないということを物語っている。

もう1つ、痛税感とは税制・税負担だけからくるわけではない。筆者が税制の講演した際に受ける質疑の中で、税金の使い方に関する不満

や、税金の使い方が不透明でけしからんから増税には反対だという意見が多い。税制の話をしている筆者としては、税金の使い方の話をしていのではない、というのがこちら側の理屈だが、聞くほうはそうは考えない。つまり、税の用途への不満と納税（負担）に対する抵抗感・痛税感とはつながっているのである。

このようにみると、新税を考えるにあたっては、税収の用途が国民に明確なこと、「受益」と「負担」が結びついているほど受け入れられやすいということになる。北欧諸国が高負担を受け入れている背景には、受益が広く国民に及んでいる（実感がある）ためといわれている。

現に、そのような事情から消費税は社会保障目的税になった。それでも消費増税に対する国民の抵抗感が強いのは、「受益」が高齢者に偏

るからであろう。そこで、「全世代型社会保障」として、幼児教育の無償化などが考え出され、勤労世代も「受益」側に入ることになった。

象徴的なのは国際観光旅客税である。国税としては27年ぶりとなる新税として、2019年1月より導入された。出国旅客に対し1回につき1,000円の負担を求め、航空会社を通じて徴収を行う税で、平年度で430億円程度の税収が見込まれている。

問題はその用途である。税収は、観光基盤の拡充・強化に充てられ、地方創生などの資金にも活用できるので、受益が日に見えるかたちで現れる。課税根拠となる税法で用途が規定されているわけではないので、正確には目的税ではないが、個別の法律で用途が規定された特定財源なので、事実上の目的税である。

次に、2024年度から始まる森林環境税（国税）である。個人住民税に1人当たり1,000円を上乗せして年間で約600億円の税収を確保し、市町村や都道府県を通

じて地球温暖化防止や森林整備等に使われる。負担者が住民全員という意味では消費税と似ているが、用途が国民全員が受益する森林対策に限定されており、目的税である。

そこで筆者が考えたのは、公的年金等控除の縮減を財源とした「年金財源強化目的税（仮称）」である。公的年金等控除により13兆円もの所得が非課税になっている。これを縮減して、その財源を年金財源の強化に活用する。年金積立金は少子高齢化の進展により少しずつ取り崩されているが、この税収により後年度に先送りすることができ、年金の持続可能性を高める。また、高所得者の年金縮減にもつながる。負担者は余裕のある年金受給者、受益者は将来の受給者で、世代を超えた「受益」と「負担」のつながりとなる。

東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授

森信茂樹

連載

税制之理

ことわり

第147回
新税と痛税感